

令和6年第1回西郷村議会定例会

議事日程（5号）

令和6年3月14日（木曜日）午前10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>専決第1号 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第9号）   |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>専決第2号 西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用に関する協定書の一部変更について   |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 西郷村公の施設の利用の特例に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 西郷村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例   |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 西郷村地域福祉基金条例を廃止する条例   |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 西郷村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例   |
| 日程第10 | 議案第10号 | 西郷村介護保険条例の一部を改正する条例  |
| 日程第11 | 議案第11号 | 西郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例                |
| 日程第12 | 議案第12号 | 西郷村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第13 | 議案第13号 | 西郷村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 西郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例   |
| 日程第15 | 議案第15号 | 西郷村生活改善センター設置条例を廃止する条例   |
| 日程第16 | 議案第16号 | 西郷村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第17 | 議案第17号 | 西郷村給水条例の一部を改正する条例  |
| 日程第18 | 議案第18号 | 除染対策事業令和4・5年度債務負担行為北部仮置場原状復旧工事請負変更契約について   |
| 日程第19 | 議案第19号 | 令和6年度西郷村一般会計予算   |
| 日程第20 | 議案第20号 | 令和6年度西郷村墓地特別会計予算   |
| 日程第21 | 議案第21号 | 令和6年度西郷村国民健康保険特別会計予算   |

- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 6 年度西郷村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 6 年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 6 年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 6 年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 6 年度西郷村下水道事業会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 5 年度西郷村一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 5 年度西郷村墓地特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 5 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 令和 5 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 令和 5 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 5 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 令和 5 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 令和 5 年度西郷村下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 西郷村下水道条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 7 西郷村議会改革検討特別委員会の中間報告の件
- 日程第 3 8 請願・陳情に対する委員長報告
- ・文教厚生常任委員会
- 請願第 1 号 安心・安全に暮らせる生活を取り戻す為の意見書の提出を求める請願書
- ・産業建設常任委員会
- 陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 追加日程第 2 発議第 1 号 安心・安全に暮らせる生活を取り戻すための意見書の提出について
- 追加日程第 3 発議第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 日程第 3 9 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 4 0 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 4 1 総務常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 4 2 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 4 3 文教厚生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 4 4 西郷村議会改革検討特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 4 5 閉会

・出席議員（16名）

1番 小澤佑太君	2番 須藤正樹君	3番 山崎 昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	6番 鈴木 修君
7番 君島栄一君	8番 鈴木武男君	9番 河西美次君
10番 真船正康君	11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君	14番 大石雪雄君	15番 矢吹利夫君
16番 真船正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	関根由美君
参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部祥一君	防 災 課 長	和知正道君
税 務 課 長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福 祉 課 長	相川佐江子君	健康推進課長	添田真二君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川哲也君
建 設 課 長	相川 晃君	上下水道課長	木村三義君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	須藤隆士君
農業委員会 事 務 局 長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	黒 須 賢 博	事務局次長兼 議 事 係 長 兼 監 査 委 員 書 記	佐 川 典 孝
議 会 事 務 局 庶 務 係 長	保 坂 真 理		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで諮問1件が追加提案されました。  
おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（諮問第1号）

○議長（真船正晃君） ただいま追加提案されました諮問1件につきましては、日程第36の次に追加日程第1、諮問第1号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、諮問第1号を上程いたします。

職員に議案を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正晃君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 続いて、村長より提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 本日追加提案いたします議案は、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の人事案件1件であります。

現在、委員を務められております星喜博氏が、令和6年6月30日をもって任期満了となることから、後任の候補者として小菅秀雄氏を推薦いたしたく議会の意見を求めるものであります。

小菅秀雄氏は、平成20年から9年間、西郷村教育委員会教育委員を務められた方

であります。

なお、詳しい経歴につきましては、令和6年第1回定例会資料、諮問第1号関係をご覧ください。

ご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第1号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第9号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第2、議案第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号「専決処分の承認を求めることについて」、専決第2号「西郷村手数料徴収条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第3、議案第3号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号「白河市、西郷村、泉崎村、中島村及び矢吹町の公の施設の相互利用に関する協定書の一部変更について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第4、議案第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第4号「西郷村公の施設の利用の特例に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第5、議案第5号に対する質疑を許します。

6番鈴木修君。

6番鈴木修君の質疑を許します。

○6番（鈴木 修君） 6番、鈴木修です。

議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑をさせていただきます。

提案理由が、福島県の取扱いに準じ、職員の通勤手当の額を改定するというのですが、条例改正だけ見ると、これだけ見ると準じて問題ないと思うんですけども、これは議決事項にはありませんが、職員の給与に関する規則、規則がそもそも県の支給要件と違っているのではないかとでしょうか。その辺どのように考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 6番鈴木修議員の質疑にお答えいたします。

職員の給与の規則について県と違うのではないかとというご質疑だったかと思うんですけども、県のほうでは、自動車等交通用具使用職員の通勤手当については、最大で95キロ以上の限度額を設定しております。それに対して村のほうは80キロ以上

85キロ未満ということで、そこを限度額にしておりますので、そこについては県のほうと相違があるというふうに考えております。

金額につきましては、県のほうが改定した規則に沿って、村のほうは85キロ未満の通勤手当については、県と同じ金額で規則を4月1日付で改定する予定でございますので、そこに対する相違はなくなるというふうに考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 県と相違があるというのは、その80キロ以上で村は上限としております。県のほうはそれ以上で上限にしてありますけれども、それ以外に、県のほうは自動車以外の原動機付の交通用具という形で、その支給要件を2つに分けているんですね。西郷村の場合は自動車等で一つにしているんですね、規則の中では。そうすると、自動車で来ようがバイクで来ようが同じ額になると。

反対に県のほうは、バイクで来た場合には半額になるわけですね。その辺を、やはり規則的には違うのではないかと。もし全部条例も県に準じるのであれば、ちょっと白河市とか泉崎村とか中島村、これは完全に規則も県に準じています。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

バイク使用については県に準じていなくて、一般自動車等と同じ通勤手当の額だということは認識しております。今回の改正で、そこを直すという予定はございませんので、ご了解いただければと思います。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 今回の条例改正に伴っての規則のほうのそういったところは改正しないということですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今のところ改正する予定はございません。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） そうすると、現在のところ、多分、自動車以外の原動機付での交通用具を利用した通勤はないと思いますけれども、こういう規則等については、今後想定されることも含めて、規則というのは制定しておく必要があると思うんですけれども、その辺は改正しない理由をお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 6番鈴木修議員の質疑にお答えいたします。

今ご質問にあったとおり、適用がないというのもあるんですけれども、今回はちょっと想定していなかったものですから、改正する予定がないということです。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） そうすると、その辺、例えば泉崎村、これは自治体名を挙げてしまえますけれども、よく近隣市町村の状況を見ながらとかいうお話をよくしますけれど

ども、もう泉崎村、白河市、中島村、その辺は本当に県と同じような形で規則のほうも制定されています。そして、80キロで終わらずに、県と同じく95キロ以上まで持っていつています。ですから、今、多分80キロというのも、それ以上は想定していないということで80キロにしているかと思うんですけれども、やはり福島県の取扱いに準じるのであれば、その規則のほうもやはり準じるべきかなと思うんですけれども、検討することはないんですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今後検討をさせていただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 分かりました。検討していただくということで了解しました。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 議案第5号について質疑いたします。

今の6番議員のお話を聞いていまして、準じるのであれば、県が95キロ、村が80キロ、距離が15キロ違うんです。金額だけ一緒というのはおかしいですよ、どう見ても。ということは、その分ガソリン代がかかったり交通費がかかったりしますから、金額を上げるんだったら距離も上げるというのが筋じゃないかなと思いますけれども、その辺はどう考えるんですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 鈴木勝久議員のご質疑にお答えします。

村の条例のほうでは85キロで上限を切っておりますので、例えばその85キロを超えて通勤をする方がいたとしても、今回の改定額6万円が限度額になるということになります。県の場合は、最大で95キロ以上で上限になっていきますので、最大で、今の規則でいきますと7万6000円まで支給されますので、それよりは西郷村の場合は低い金額に設定されているということでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 質問を変えます。

あと県は、福島から白河、只見から浜通りまで広いんですけれども、西郷村に住んでいて、出張所がどこかに特にあれば別なんですけれども、西郷村は出張所ないですよ。確認します、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

イオンに行政サービスセンターはございますけれども、村外にはございません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 東日本大震災のとき、これは幹部候補生なんですけれども、そのとき問題というか課題に上ったのが、幹部候補生はなるべく村内、もしくは白河管内。というのは、15分以内に、緊急な事態が発生した場合、集まれるような状態でいろという、そういう話が出てきていたんですよ。

それで、その設定が85キロはかまわないんですけれども、基本的に今異常事態というか、いろんな想定される事態があって、緊急に集まるような事態が結構増える可能性があるんです。その場合、この80キロとか90キロに、そのどこに住んでも、これは法律では禁じません。どこに住んでもいいという法律がありますから結構なんですけれども、基本的にそういう状況に対応できるような距離を保ってほしいというのが願いでありますので、もし、これは遠くでかまわないんですけれども、その職員の姿勢、それはどのように村の側はお考えなのか村長のご意見を聞きたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） なかなか難しい質疑であります。特に、職員はどこに住んでもいいということの原則があるものですから、管理職の方にはできるだけ近くに住んでもらいたいというのが、私の、緊急対応、特に管理職の方にはお願いしたいなという思いであります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 白河市では市長が、これは公で言った話か何かは確認していませんけれども、管理職には市内に居をかまえてほしいというのを、公じゃないと思うんですけれども、言ったというのを聞いていました。ですから、その自由はかまわなないんですけれども、やっぱり仕事というか業務を遂行するためには、そういう意識づけはしてほしいなと思っております。

これで質疑、質問というか、要望とかになっちゃうと失礼なので、以上で終わらせていただきます。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第6、議案第6号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 議案第6号について質疑申し上げます。

これは別に反対の意味で言っているわけじゃないんですけれども、確認なんですけ

れども、この勤勉手当、これはどういう意味合いを持った手当なのかお教えてください。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

勤勉手当につきましては、地方自治法の規定にある、地方公務員に対して支給される手当の一つというふうに位置づけをされております。すみません、勤勉手当について具体的な説明というのは、ちょっと今資料がないものですから、申し訳ございませんけれども、そういった答弁をさせていただきます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 後で資料を提出するんですか。

もう一つ聞きたいのは、こんな10年もやっていて分からないのも失礼なんですけれども、このほかに期末手当というのもあるんですね。期末手当と勤勉手当というのは何の基準によって上下するのか、何を基準でその算定をするか分からないんです。その期末手当と勤勉手当の違いがあまりはっきり私が理解していないというのが一つあるのと、何を基準にしてその額を決めるのかというのが分からないんです。

だから、その意味が分からないと、完全に給料みたいに何の何級だから何ぼという、そういう方式で決めていくのか、それとも何年やったら何ぼって、もう最初から決まっているのか、その辺がちょっと分からないので質疑させていただきました。いかがですか。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、午前10時45分まで、休憩いたします。

（午前10時26分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時45分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第6号に対する質疑を続行いたします。

11番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えをいたします。

まず、一番最初にいただいた質疑の勤勉手当とはどのような手当かということでございますけれども、期末手当及び勤勉手当につきましては、民間における賞与等の特別給に見合うものとして支給される手当を言います。

期末手当につきましては、民間における賞与等のうち一律支給分に相当する給与で、その支給基準としても各職員の在職期間に応じて支給されることになっているのに対して、勤勉手当につきましては、民間賞与等のうち成績査定分に相当する給与で、各職員の勤務成績に応じて支給される手当のことを言います。

この期末・勤勉手当につきましては、地方自治法の第204条の第2項のほうに規定がございまして、ちょっと長いので省略させていただきますけれども、普通地方公共団体は、条例で、職員等に対して、いろいろ扶養手当とか勤勉手当、いろいろ書い

であるんですけれども、その中に、期末手当、勤勉手当を条例に基づいて支給することができるというような規定がございます。

西郷村では、それに基づきまして、西郷村職員の給与に関する条例の中の第21条に期末手当、第22条に勤勉手当を規定しておりまして、さらに規則のほうで、その支給条件等をうたっているというようなことでございます。

今回改正議案を出しております会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例につきましては、現在は期末手当のみ、その条例第10条の中に期末手当のみ支給できるというような規定になっているんですけれども、今回地方自治法の改正により第10条の2を追加しまして、勤勉手当が支給できることが可能となるような改正案が今回の議案ということでございます。（不規則発言あり）

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 支給基準につきましては、それぞれ職員、会計年度職員、それぞれ条例の中に規定をしております、さらにその支給条件等については規則に落としてやっていると。その支給率等については、人事院の勧告を参考に県の人事委員会で提言されたものを参考に、それぞれ条例改正をしているというような状況でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それは、その成績によってという話は今聞きましたけれども、成績は誰が決めるかということなんですけれども、その成績はどのようにしてというか、その基準、それも基準になるんでしょうけれども、成績を決める基準というか、決める人というか、どういう査定という言い方もおかしいんですけれども、判定というか、そういうのもきちんと決まっているんですか、それは主観的な感じなんですか。その辺がちょっと分からないんですけれども。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

勤勉手当につきましては、現在のところ、会計年度任用職員は今回からになりますので、職員につきましては、勤務実績により算定をしているということでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 勤務実績ということは、出席数なんですか。そのみなんですか。その段階というか、何段階かあるんですか。日数によって、もういいか。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 勤務実績については規則のほうにかなり詳しく載っておりますので、ちょっとここで説明は申し訳ございません、避けます。

○11番（鈴木勝久君） 以上で終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第6号「西郷村会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第7、議案第7号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号「西郷村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第8、議案第8号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号「西郷村地域福祉基金条例を廃止する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第9、議案第9号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号「西郷村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第10、議案第10号に対する質疑を許します。

12番藤田節夫君。

○12番(藤田節夫君) 12番藤田節夫です。

議案第10号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。

来年度から3年間の第9期介護保健事業計画が始まります。この議案では来年度の保険料について記されております。来年度につきましては、基準額が5,900円ということで、第8期介護保健事業計画から比べると200円引き上げられています。また所得区分に対しても、10段階から13段階へと新しく設定されたものが出てきました。この13段階に上げたことで、その分、高所得者に対しての区分が分かれたわけですが、その増税した分を非課税世帯に分けるといような条項になっていると思います。

昨年の12月に私も一般質問をして、保険料をこれ以上上げないようにという質問をしてきましたけれども、こういう結果で出てきました。

それで、お聞きしたいのは、今回の保険料の算定はどのようにして算定したのか、まずお伺いします。

○議長(真船正晃君) 健康推進課長。

○健康推進課長(添田真二君) 12番藤田議員の質疑にお答えいたします。

介護保険料の算定におきましては、議員もご承知のとおり、今ほどおっしゃりましたように3年を1期として定められた介護保健事業計画に基づきまして、高齢者の人口、介護認定者数など、高齢者や介護の現状、介護サービスの提供料の実績、これらの結果を踏まえた計画期間の施策と目標、村の施設基盤整備、こういったものを含んだ介護のサービス見込み料を算定いたしまして、そこから介護保険料を算定するものでございます。

基本的には、令和6年度、7年度、8年度の3か年の介護サービス給付費ですね、在宅のサービスであったり、地域密着型のサービス、施設のサービス、こういったものを推計しまして、そこからルール計算によりまして国とか県、支払基金2号被保険者の保険料、そういった財源を差し引きまして、第1号被保険者が負担する23%分

の介護保険料を算定いたします。

具体的には、その介護給付費不足、今度地域支援事業というやつもあるんですが、こちらを足した金額から第1号被保険者負担割合の23%分、こちらを求めます。この23%分から調整交付金であったり、介護保健の準備金の取崩し額、こういったものを引きまして、3か年の保険料必要額が算定されまして、そこから保険料の収納率と被保険者数、それを12で割ったものが保険料の月額。この計算式に当てはめていきますと、介護保険料基準額は5,900円。計画では、議案のほうでもお示ししているとおおり、国で示す多段階設定、13段階ということで、各所得段階別の保険料率を設定いたしまして、準備基金を取り崩しまして、5,700円から、9期の基準額は5,900円と設定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国庫支出金の中に調整交付金がありますけれども、この中身とどうか内容をお示してください。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） お答えいたします。

調整交付金でございますが、こちらは市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで5%相当分を国から交付されるものでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 国から5%。これは国の支出だと、国庫支出金として25%支出されているようになっておりますけれども、その中にこの調整交付金ですか、それも入っていると、25%の中にね、その調整交付金。それで、市町村によって全部そのパーセントが違うということですがけれども、その辺のことも含めて、これは第1号被保険者にどのような影響を与えているのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田議員の質疑にお答えいたします。

25%のうち5%相当分ということなんですが、実際こちら、前期高齢者、後期高齢者の割合、各所得段階、全国との割合との係数によりまして計算されまして、西郷村といたしましては、令和4年度の実績では1.15%、令和5年度では0.89%、9期見込みでは0.15%と大分低い水準となっております。西郷村の場合は前期高齢者のほうが割合が高く、比較的所得段階も高いものですから、国のほうの係数ではそういった見込みとなります。

影響ということでございますが、第1号被保険者のほうにその分保険料にかかってくる、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 各自治体とどうか、年齢層によっても大分違っちゃうというこ

とで、これは結局国は25%支出しているということですが、結局西郷村でも、1.何%ですか、1.15%だったり1%だったり、残りの4%分は第1号被保険者のほうの保険料に回ると。何かすごく矛盾しているように私は思うんですが、国が支出金として25%出している、出していると言うけれども、結局はこういうからくりがあって、ほとんど国では出さないとか、少しでも出さない方向。

この国が、我々はやっぱり決まっているお金も、年金なんかも決まっているので、もう金が入ってこないですけれども、我々はいつも国の国庫負担金をもっと多く出すようにということですが、いつも言っているんですが、逆にこれだと、国はだんだん減る、それで我々被保険者、年寄りには介護保険料が増えていくというような仕組みで納得いかないんですけれども、これをここで求めてもしようがないんですけれども、そういったからくりがあるということを知っていただければと思います。

次に、各13段階に今回分けられましたけれども、第1号被保険者の加入の割合は、1号から13号までありますけれども、この割合について、パーセントで分かればお教えください。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田議員の質疑にお答えいたします。

以前、予算説明会のときに使いました、こちらの各13段階までの表をちょっとご覧いただきたいのですが、加入割合ということで、あくまでも想定人数でございますけれども、第1段階、こちらの方が10.88%、第2段階の方が7.65%、第3段階の方が7.98%、第4段階の方が12.09%、第5段階の方が20.33%、第6段階の方が18.51%、第7段階の方が12.72%、第8段階の方が4.96%、第9段階の方が2.02%、第10段階の方が0.97%、第11段階の方が0.48%、第12段階の方が0.28%、第13段階の方が1.1%となりまして、合計で100%となるものでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、担当課も保険料をあまり引き上げられないように努力はしてきていると思いますが、今回も介護給付費準備基金を取崩し、保険料の上昇を抑えたとのことですが、今回どのぐらい、その準備基金から繰入れしたのか。また、現在残高はどのぐらいあるのかお教えください。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田議員の質疑にお答えいたします。

第9期の保険料、月額基準額5,900円ということで設定させていただきましたが、3か年の基金の取崩しの総額でございますが、1億1,240万円崩して、9期で利用させていただく予定でございます。8期の5,700円から200円の増額に収めまして、準備基金を活用することで5,900円と設定させていただいております。

なお、保険料の算定に当たりましては、この準備基金を活用しない場合でございます。

すが基準額は6,450円、このような推計でございました。議員も普段からおっしゃられているように、この保険料の上昇を抑えてくれということでございますので、やはりここは準備基金を活用させていただきまして、5,900円とさせていただきました。

また今回、国の改正のほうでは多段階設定ということで、今まで村のほうは10段階でございましたが、高額所得者、能力に応じた負担を求めるという制度でございますので13段階に設定させていただきまして、それぞれ保険料率を設定させていただきました。

介護保健の準備基金の今後の残高でございますが、令和5年3月末の残高は4億327万1,000円の見込みでございます。第9期介護保健事業計画における取崩し額は、先ほど申しましたように1億1,240万円で、令和8年度末の基金残高は2億9,087万1,000円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 約2億9,000万円ですか。ということなので、この基金の今後の使い道と、私とすればもう少しこの基金から繰り入れて介護保険料を安くできるんじゃないかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 質疑にお答えいたします。

もっと基金を活用してはということでもございましたけれども、今回4億円のうち1億円ということで、約3分の1の準備基金を使ってしまいました。今後、村で予定しています施設、それから高齢者の伸び、介護認定者の伸び、そういったものを考えると、給付費はますます増加するのではないかという懸念もありますので、こちら、準備基金は今後のそういった介護保険料を抑えるためにちょっととっておきたいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 今後の給付費の伸びということでもとっておきたいということですが、実際村民の保険料についても、この近年の物価高や、年金が全然引き下げられている、逆に引き下げられているという状況なので、極力やっぱり村民の負担を抑えるためにも、国への要請ですね、国庫負担金の支出増額も含めて、村としてできることはやっていっていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第10号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手多数）
- 議長（真船正晃君） 挙手多数であります。  
よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第11号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第11、議案第11号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第11号「西郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手多数）
- 議長（真船正晃君） 挙手多数であります。  
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第12号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第12、議案第12号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第12号「西郷村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手多数）
- 議長（真船正晃君） 挙手多数であります。  
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第13号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第13、議案第13号に対する質疑を許します。  
13番上田秀人君。  
上田秀人君の質疑を許します。

○13番（上田秀人君） 13番、議案第13号について質疑を行いたいと思います。

前の議案の第11号、第12号、その後の第14号もそうなんですけれども、先ほど12番議員からいろいろ質疑があったように、保険料が大きく改定されるということで、大きな負担を被保険者の方にお願いをしなければいけないという状況になってきているということを踏まえまして、この議案第13号をちょっと見てみますと、ページでいけば52ページになりますかね。52ページ、ちょっと見ていただきたいと思います。上から4行目の後半部分、「登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。」と書いてありますよね。要するに、定員を超えてサービス提供を行うことができるということで、私、読んでいるんですけども、要するに利用定員を超えてサービスの提供が行える。

その後の文言を見ていると、第63条に移りますと、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置」とあるんですけども、委員会を設置するのは分かります。ただ、介護サービスの質の確保と職員の負担軽減、どうやってこれをやるのかなと思うんです。要するに、今まであった定数を超えて利用者を受け入れる。ところが、具体的な介護職の人の人数もどういうふうに検討していくのか分からないんですけども、それとその質を向上させているんですけども、具体的にこれはどのようにやって行われるのかなと思いますので伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

上の条では緩和基準、中身はその質の向上をするための委員会の設置とあります。確かにこれは矛盾しているようでございますけれども、やはり人員基準を緩和する、そのためにはよりその方策ですか、安全対策、そういったものが担保される場合は人員の緩和基準があるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 非常に厳しいですよね、この内容を問われると。要するに、国が上位法改定によって、この条例を改正しなきゃいけないということで、そこでもう終わりにしようと思っているんですけども、要するに、国がやっていることはここに出てきているなと思うんです。利用者には保険料も値上げをする、サービスの利用料ももっともっと厳しくしていく。例えば、今まで10人で利用していた部屋を12名、13名で利用するとか、そういうふうな利用の基準を緩和して、緩和するという言葉がいいのか分からないですけども、厳しい状況に追い込んでいって、しながら保険料は値上げをしていくというところに大きな矛盾があると思います。

ですから、こういったところを踏まえて、村は今後高齢者のことをきちんと考えていただきたい。このように申し上げて、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第13号「西郷村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第14、議案第14号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第14号「西郷村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正晃君） 挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第15、議案第15号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第15号「西郷村生活改善センター設置条例を廃止する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第16、議案第16号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第16号「西郷村水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第17、議案第17号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第17号「西郷村給水条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第18、議案第18号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第18号「除染対策事業令和4・5年度債務負担行為北部仮置場原状復旧工事

請負変更契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第19、議案第19号に対する質疑を許します。

12番藤田節夫君の質疑を許します。

○12番(藤田節夫君) 12番藤田です。

議案第19号「令和6年度西郷村一般会計予算」について質疑いたします。

まずはじめに、歳出の主な内容の9ページをお願いいたします。9ページのナンバー3、西郷村移住促進動画制作補助事業ということで、この予算に対しては特になんていっていいんですけども、ただ1点だけ、今西郷村は、保育園に入所できない待機児童がいます、たくさん。この間ずっと待機児童がいる状況でここまで来ているんですけども、待機児童がいる中で、こういった事業との整合性ですかね。ここに移住したいと、西郷村に一生懸命みんなで呼んだとしても、じゃ、その家族、若い人たちが移住して、子どもたちが保育園に入所できないということになれば、私はこの事業と、そういったところの整合性について、まずお聞きしたいと思います。

○議長(真船正晃君) 12番藤田節夫君の質疑に対する答弁を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長(高橋廣志君) 12番藤田議員の質疑にお答えいたします。

移住促進と、あと保育園の待機ということで、一般質問からたくさんいただきました。移住は、これはこれで大切な仕事であります。人口減少の中で、人が減るということは、全ての面でマイナスになります。経済効果も、コミュニティーから空き家、空き地、農家の担い手、様々な分野で。ですから、子どもがもう75万人を、出生者数が減ったということで、本当に危機的状況であります。そんな中で、西郷村、地理的条件がいいものですから、さらに移住定住には力を入れていかなきゃならない。これはこれの、今後も進めていく課題となっております。

一方で、待機児童ということで議員から再三質疑されていますけれども、これも併せて対応していかなければならない。住みやすい、子育てのしやすい村ということで、私もこれは両方やっていかなければならないという考えであります。

○議長(真船正晃君) 12番藤田節夫君。

○12番(藤田節夫君) この事業に対しては、私も別に何も言うことはなんですけれども、私はこの待機児童に対しては、やはりこういう事業をやるからには、村長以下職員も含めて、我々もそうですけれども、真剣になって保育士の確保に努めていただきたいと。いただきたいというか、一緒にやっていきたいという思いで今この質疑に立ったわけで、これがなくて、一生懸命西郷村は、今村長が言われたとおり定住しやすい土地柄だと私も思うので、本当にその辺は真剣になって取り組んでいていただきたいなと思います。

それで、次の課題に移りたいと思いますけれども、2番、デマンド交通事業ということでお聞きしたいと思います。

まず、現在の利用状況をお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

令和5年度の実績といたしましては、乗車人数が1万608人となっております。以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これは増加しているんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

令和4年度の実績が1万1,318人でしたので、若干人数は減っております。以上です。

○12番（藤田節夫君） もう一回、聞こえなかった。もう一度、すみません。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

令和4年度の乗車人数が1万1,318人、令和5年度の乗車人数が1万608人ということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 少し減っているという状況なんですか。了解しました。

それと、これは予算のほうですけれども、今年は国・県支出金として300万円ですか。去年はなかったんですけれども、これは県のほうからの補助金なんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

この補助金につきましては、令和5年度と令和6年度が対象になっておりまして、令和5年度もございました。これは12月の補正で計上させていただいているところです。

よろしく申し上げます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 申し訳ない、当初予算だけ見てきたものですから。

令和5年度、令和6年度ということで、この後は分からないということですね。まだ未定ということでよろしいですね。（不規則発言あり）分かりました。

利用者から聞くと、今、運行範囲は指定されて決まっていると思うんですけれども、それよりもっと先に行きたい、今、南湖のほうとか、ちょっとあそこまで行ってないんですよ。国道294号線までかな、国道294号線までなので、そういった見直しというか改定する計画は今後あるのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

乗車場の増設等につきましては、利用者ごとに乗車場を設置していくことは難しいと考えておりますので、ニーズ調査によりまして、要望箇所が多い商業施設や銀行、公共施設、病院等を優先して設置していきたいというふうに考えておりますが、今後も利用しやすいデマンド交通を目指しておりますので、毎年そういったニーズ調査を踏まえまして、変更等を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、11ページですね、その次のページですけれども、この10番に自主防災組織支援事業ということで70万円計上されておりますけれども、各行政区ごとでというか、結成すると思うんですけれども、これは何人集まれば、最低人数ってあると思うんですけれども、何人集まればいいのか。さらには具体的な活動内容、それと年齢に制限あるのかどうかと、一団体の補助金は幾らなのかについてお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） 12番藤田節夫議員の質疑にお答えいたします。

自主防災組織活動育成事業補助金の目的や事業内容についてのご質疑でございます。今回この当初予算に70万円を計上させていただきました。

中身に関しましては、まず、自主防災組織の結成事業費として20万円、結成説明会の開催や結成に必要な消耗品、会場使用料等に対する経費でございます。次に、組織活動事業費としまして10万円、地区の防災計画、防災マップの作成、印刷、そして啓発チラシ等に要する経費でございます。次に、育成事業費としまして20万円、防災訓練の実施、防災研修会の受講、先進地視察等、育成に要する経費でございます。そして、資機材の整備事業に20万円、新規に資機材を購入するための補助金で、消火器、救助用工具、強力ライト等の資機材が対象となります。合計で一団体70万円が上限としまして計上しております。

自主防災組織は、災害から命を守るためにはどうしても個人の努力、自助や地域での助け合い、共助が必要です。自主防災組織とは、地域住民が協力して自分たちの地域は自分たちで守るために立ち上げる組織でございますので、よろしく願いいたします。

○12番（藤田節夫君） 活動と、年齢制限とか。

○防災課長（和知正道君） 年齢制限はございません。人数の制限もございません。ただ行政区で立ち上げていただいて、持っていければと考えております。

○12番（藤田節夫君） 具体的な活動内容って決まっているの、そういうのは。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

防災組織としての内容でございますが、初期消火、救出救護、避難誘導、避難所の運営等の活動をしていただくようになります。

○12番（藤田節夫君） 避難所の。

○防災課長（和知正道君） 避難所、避難誘導、そして避難所の運営等も考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） いまいち内容がはっきりしないということですが、これは人数は何人でもいいということなんですか。2人、3人でも、この一団体70万円なので、上限として70万円出す。今回はこれは、全部条件合えば一団体の予算しかついていないんですか、来年度は。ということで理解していいんですか、じゃなくて、すみません。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

一団体ということではございません。上限が70万円ということで設定をしております。一団体70万円というわけではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 私の頭では、その辺がちょっと理解できないんですけれども、今課長が言われたように、いろんな経費とか説明会とか、そういうのが全部満たされれば70万円ということで。人数も何人でもいいということ。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休憩します。

（午前11時39分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時40分）

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

先ほど、私、合計で一団体70万円が上限として計上しましたとお伝えしました。よろしくをお願いします。

それで、先ほど何人でもいいのかと言われたんですが、最初は行政区を考えております。行政区の中でも、行政区でできない場合は、その下に班等がございますので、班等で集まっていただければ可能な人数にはなろうかと思っております。2人、3人というわけにはございませんので、一団体という形で持っていきたいとは考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これは基本としてはもう行政区としてやっていただきたいと、ですよね。追原だったら追原行政区で防災組織をつくってもらって、その中で会議をしたり、その下に班があったり何かをつくっていただきたいということで、それで申請していただきたいということでいいですね。了解しました。

次に、13ページですか、保育士確保事業ということで、これは保育士の人材派遣から人員を確保したいということで、実績として2名上がっていますけれども、保育士は当然必要なので、まきば保育園だけの問題ではないと思うんですね。

まずはじめに、これは何名派遣の予算になっているのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 12番藤田節夫議員の質疑にお答えいたします。

令和6年度のまきば保育園への派遣保育士の人数でございますが、2名分を計上させていただきます。

○議長（真船正晃君） おはかりいたします。

間もなく再開後1時間になるわけでありましてけれども、12時まで続行いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） それでは、12時まで続行いたします。

12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） これは、まきば保育園へ2名だけでは当然足りないと思うんですけれども、ほかの保育園も相当保育士が足りない状況だと思うんです。こうやって待機児童がいる中で、やっぱり村として、他の保育園にも助成金なりを出して保育士を確保するというべきだと思いますけれども、お伺いいたします。これは村長ですかね。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 当初に私お話ししましたように、移住の件と、それから子どもたちの子育てということで、二本立てでやっていくということでありました。

今課長が答弁しましたけれども、やはり民間の保育士、足りないというのは十分認識しておりますので、いろいろ調査しながら、できるだけ答えられるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 民間保育園にも、村としてできることはやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、14ページの23番、地域密着型サービス利用者負担軽減事業について質疑したいと思います。

これは小田倉原の今の特養の土地代、今回は特養と従業員の宿舍分で約400万円、390万円ですけれども、これもはじめに、この土地の賃貸料は、基金とここに書いてあるんですけれども、これは独自の基金をつくってこの賃貸料。今後小規模とか認知症の小規模施設ができれば、そちらの土地の賃貸料も入ってきて、最終的に1,000万円ぐらいにはなると思うんですけれども、議案第8号で地域福祉基金条例が廃止され地域振興基金条例に統合されますが、この地域振興基金条例に、この土地代も入るということで理解してよろしいのでしょうか。この基金のほうに、その土地代の約400万円ですけれども。別なのか、あれなのか、お聞かせください。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 12番藤田節夫議員の質疑にお答えをいたします。

先ほど、この平成会からの土地賃借料につきましては、議案第8号で統合しました、

統合後の西郷村地域振興基金に全額積み立てる予定でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 議案第8号では、統合して約1億円、両方でね、統合してなると。さらには、今回の約400万円をここの基金に入るという理解でよろしいですね。分かりました。

ここに記載されていますけれども、地域密着型サービス利用料の一部を助成し、利用者の負担軽減をするということですので、具体的にはどのようなサービスにこの基金を使うんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 藤田議員の質疑にお答えいたします。

具体的な補助でございますけれども、今後村で計画しています認知症型のグループホーム、こういった事業所は食費、居住費、こういったものについては特別養護老人ホームや老人保健施設、こういった施設のように、食費、居住費についてはそういった補助制度がございません。そのため割高であり、利用したいと思っても、なかなか利用しづらいというふうにお聞きしています。

この認知症グループホームということで、皆さんご存じのとおり超高齢化社会、認知症は誰でもなり得るし、4人に1人は認知症になると言われておりますので、この基金を活用しまして、特別養護老人ホームとか老健のように食費、居住費について、少しでも軽減が図ればなと思っております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 特養には軽減措置はあるんだけど、こういった地域密着型の認知症グループ等には、食費と居住費の軽減措置がないということで、そちらのほうに使いたいということですが、それは了解しますけれども、現在、先ほど申しましたように、地域振興基金ですか、そちらのほうで約1億400万円あるということなんですけれども、この軽減措置はいつから実施する予定なんですか。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（添田真二君） 具体的にでございますけれども、現在9期で認知症グループホーム、令和8年度に建設して、それ以降に利用開始したいと計画に載っております。

既存の米地区と大平地区に認知症のグループホーム、既存の2か所ありますけれども、その事業計画で令和8年以降に認知症グループホームが出そろったならば、それまでに基金をなるべくためて、それから運用したいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 来年度からの第9期は間に合わないと、その後の第10期になるんですかね、そちらから基金を利用してやっていきたいということで、了解しました。ありがとうございます。

時間もあれなんですけれども、あと1点だけ、すみません。17ページのナンバー33、米消費拡大推進事業（子育て応援米支給）ということで、これは今年度というか、昨年も実施されて、子ども1人、18歳まで、10キロ支給してきました。これは大変好評があったんですけれども、今年もこれは予算化されました。大変いいことだと思うんです。

これは新米まで待つんでしょうか、今年度は。できれば年2回ぐらいにしてもらおうと、秋とか春とかというの。もう要望も出ているので、これは米生産者も、ましてや子育て支援にも相当役立つ事業だと思いますので、最後にその辺のことをお聞きして終わりにしたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの質疑にお答えいたします。

米消費拡大推進事業ということで、この事業でございますけれども、米の消費拡大の推進を図るということで、西郷村で生産されたお米を村内の子どもたちに食べていただいて地産地消を図っていくというような目的の下、実施しているものでございます。

新米じゃなくてもいいんじゃないかなという話でございますけれども、村といたしましては、やはり新米を、おいしいものを食べていただきたいというところもございまして、また、農家の支援ということで、意向調査を行って、村の農家さんから直接村が買い取って、平等に一般の価格よりもちょっと若干高い値段を設定して買い取ってあげて、支援を図っているという部分もございまして、4月とか早い段階であると、米の調達がかなり困難に、平等に買い取るという意味で困難になってくるというようなところもございまして、農協とかそういった団体から買い取れば、それはできなかないと思うんですが、あくまで西郷村で生産した米を配りたいという意向があるものでして、そういったことを考えると、やはり11月に新米ができたものを配布したいということで考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 4月に配布すると、お米ない農家さんもいるということで、平等に配りたいということなんですけれども、その辺のことも意向調査しながら、できれば早めにとか、年2回配布するとかも考えていただきたいと思っております。

以上で質疑を終わります。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き議案第19号に対する質疑を続行いたします。

13番上田秀人君、質疑を許します。

○13番（上田秀人君） 13番。

議案第19号について質疑をいたします。

当初予算の説明書の中の106、107ページ、第6款の農林水産業費で、目の3で農業振興費の中でちょっと気になるところあったものですから。報酬として、人・農地将来ビジョン確立実現支援事業ということで232万8,000円ほど予算計上されていますけれども、この内容についてお示してください。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの質疑にお答えいたします。

107ページ、報酬のところの人・農地将来ビジョン確立実現支援事業ということで232万8,000円でございます。

こちらは、現在、人・農地プランといいますか、新しく今地域計画ということで、将来に向けて10年後の西郷村の農地の担い手をどういった形にしていくのかというところで、地域計画を作成しているところでございますけれども、そちらに係る人の人件費という形となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 人件費というのは何となく分かるんです、報酬ということで書いてあるので。具体的にどういう方にお支払いするのか。例えば農協の人にお支払いしますよとか、農業普及所の先生方にお支払いしますよとか、どのような予算の下に、この232万8,000円というのを計上しているのかなと思って伺っているんですけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

現在こちら、作業している方につきましては、産業振興課の中に1名採用しております。地域計画作成に向けての事務を現在行っているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今回予算書を見ていて、この人・農地将来ビジョン確立実現支援事業ということで、これは農水省で出している資料なのかな。ちょっと見つけたものですから、昨夜ちょっと見ていたんですけれども、その中で、集落地域における話合いというのがまず出てきまして、市町村推進事業の中で。その中で、今言いましたように集落地域における話合いということで、①点目が上がっていて、その①の話合いをコーディネートする専門家の活用ということで、この資料に出ているんですけれども、こういう方にお支払いする報酬なのかなと思ったんですけれども、今、産業振興課にいらっしゃる方というのは、この専門的な活動をされている方なのかなちょっと確認します。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

今、採用している方につきましては、地域計画作成に向けて、今年度につきまして

は農家の方へアンケート調査をやったりとか、回収率もかなり低いので、電話などで回答を求めたりとか、あと地域の話合いの場、協議の場ということで設けてこれから進めるんですが、それも今後日程は決まっております、そちらのほうに参加をして、いろいろな方の意見をまとめたりとかするというような役割の下、産業振興課の中で業務を進めてもらっているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 内容的に了解いたしました。

ただ、ちょっと前に長野県で、この人・農地将来ビジョン確立実現支援事業というのが随分進んでいるよというような話をちょっと聞いたことがあったんです。ですから、村においてももう随分進んでいるのかなというふうに考えていたんですけども、長野県辺りだと、もう令和5年度に、この計画づくりはもうほぼ、長野県の一部のかな、ほぼ計画はもう終わっているような話を聞いていたものですから、村も具体的に決まっているのかなと思ったんですけども。

あと、今1点気になったのが、いわゆる集落とか地域における話合いのための準備を今していただいているということなんですけれども、たしか来週この話合い、ありましたよね、私のところも通知いただいたんですけども。これは集落とか地域、この区分というのはどういうふうにされるんですか。西郷村ですと、例えば米地区だと標高400メートルぐらいですよ。私が住んでいる川谷地区だと、私のところで標高570メートルぐらいなんです。夏場の温度を見ていると、車の温度計で判断ですけども、大体1度から2度ぐらい温度差がある。そういった広い範囲の中で農業をどういうふうに今後やっていくのかという計画を立てるに当たって、この範囲とか区域の分けというのは非常に難しいかなと思うんですけども、その辺いかが計画されているか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

地域計画の中の地区割りにつきましては、現在、産業振興課のほうで想定しているのは、14地区に割り振って地区割りを考えているところでございますが、今後地域の話合いの場の中で、やはりこういうふうにしたらいんじゃないかと、いろいろな様々な意見を取り入れて、この地区については今後変動する可能性もあるんですけども、現在につきましては14地区で考えているところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 了解しました。14地区に分けて、今のところは計画していると。今後また増えるか減るかというのはいろいろあるということで、流動的に考えていただきたいということで了解をしたいなと思うんですけども、これを進めるに当たって、やっぱりその人材の確保とか、いわゆる収益力の向上とかが絡んできますよね。一番は人材不足なのかなと思うんですけども、これはもう少子高齢化というのは十四、五年前ぐらいからずっと言われていた話ですよ。

そういった中で、産業別就業人口って、村は統計取っていると思うんですけども、

その動向を見ていると、何となく農業人口というのはどうなるというのは予想つくと思うんです。それらを基に、きちんと村の農業について進めていただければというふうに思います。

続いて、1ページめくって108、109ページですけれども、この節区分で12の中で、委託料として農学実践型の教育プログラム事業というのが700万円、あとその下に福島定住等緊急支援ということで1,937万7,000円という大きな金額が出ていますけれども、この内容について、もう一度説明をいただきたいと思っています。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、委託料の中の農学実践型教育プログラム事業でございますけれども、こちらは大学と研究機関と委託契約を結んでおりまして、調査研究、西郷村の。現在につきましては大豆の研究ですとか、また冊子などを作成しております、そういったものの費用となっております。

また、続いて福島定住等緊急支援（地域魅力・発信支援）事業でございますけれども、こちらにつきましては様々なイベント、農産物の販売PRですとか、場所については都内、また川崎や代々木、またキャンプに関わる事業なんかも計画しております、そういった中の合算した事業という形となっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番。

了解いたしました。大学と連携してということで、まず1点目の農学実践型教育プログラムの事業ということで、大学と連携してやっていくということで、若い人の発想というのは本当におもしろい発想もするし、いろんな突拍子もない考えをぽんと出してくれて、いろんなアイデアをいただけるなんていうので大事にしていきたいなというふうに思います。

あと、その下に関しては、いろんなイベントに対応していくということで、イベントを通じて村の基幹産業でもある農業の理解をしていただくための予算だということで理解をしたいと思います。

さらにページをめくって行って、112、113ページの中の節区分でいきますと18の負担金補助及び交付金の中で、下水道事業会計負担金ということで農業集落排水事業って7,900万円、予算が上がっていますけれども、これはいつまで負担するのか、具体的に示せればお聞かせください。

今、答弁ちょっと悩んでいるみたいなので、先に違う質疑をしますので、その間に答弁考えていただければと思います。時間節約のためをお願いしたいなと思います。

じゃ、ページをちょっと進めまして140ページ、第9款消防費の中で、先ほど12番議員からもお話ありましたけれども、自主防災組織の部分でございます。

これに関して、18の負担金補助及び交付金の中で、一番下に補助金としまして自主防災組織活動育成事業補助金とありますよね。この補助金としてお金を執行するの

であれば、村の補助金等交付に関する規則や交付基準ってあったと思うんですけども、これに基づいて行っているのか、それとも別立ててやっているのか、ちょっと確認したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

この70万円の補助金でございますが、こちらは規則ができておりますので、こちらに基づいてやっております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 規則に基づいてやっているということなんですけれども、補助金という表記が、どうしても引っかけってしまうというのが、私の一つの今の考え、頭の中にあるんですけども、先ほど説明いただいた事業内容、性格上からすれば、団体に対する助成金のほうがいいんじゃないかと。助成金も補助金も、どう違うんだと言われると、具体的にこう違いますよというのははっきりしない部分ありますけれども、どちらかというところ、その受ける団体のほうは助成金のほうが組織としては動きやすいんじゃないかなと考えている。補助金の場合ですと、まず申請をして、認めていただいて、補助をいただいて、運営をして、最終的に会計報告となっていますよね。村のお金を使うので当然ですよ。

ただ、その都度、その都度、一回限りの補助で終わってしまうのか、継続させてやっていくのかという、そこも絡んでくると思うんですけども、一度自主防災団体として認められれば、解散しない限りはずっと継続して組織運営に必要なお金というのは出てくると思うんです。先ほど説明あったように、活動費とか、あとは整備の費用もそうですね、あと育成費もそうですね、人を育成していくという意味では。

ですから、そういうふう考えたときに、助成金のほうが言葉的にはぴったり合うんじゃないかなと思うんですけども、ただ、助成金にしても決算報告は必要ですけども。いわゆる一度認定されれば、解散しない限りは継続して組織運営に必要な経費を村から助成していただく、そういう仕組みづくりのほうが組織としては動かしやすいんじゃないかと考えますけれども、その辺についてはいかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

西郷村自主防災組織活動育成事業補助金交付要綱を取りあえず制定して補助金を出しているわけでございますが、この補助金、このやり方自体がうまく、ちょっと回っていないかもしれませんので、その辺は検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 検討していただくということで、了解したいなと思うんです。ただ、一言添えれば、この団体が各行政区内にうまく育っていただければなと思っております。それによって自主防災力が強まれば、村の安全・安心にもつながるなというふう

に理解をしますので、よく検討していただきたいなというふうに申し上げておきます。

それでは、先ほどの下水道事業会計の負担金ということで、農業集落排水事業で7,900万円のお金を出していますけれども、これはいつまで負担するのかというのは答え出ますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） 上田議員のご質疑にお答えいたします。

下水道事業会計負担金として7,928万1,000円、いつまでというご質疑でございますけれども、実際のところ使用料収入だけでは賄っていない状況でございます。その分を一般会計のほうから維持管理分を負担していただいているところでございます。いつまでというのは、ちょっと今現時点で答えられないところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 期間は示せないということで理解をいたします。

この農業集落排水事業、そもそもが農業用の排水路の水質保全だよね。あとは農村地区の生活環境の整備、改善を目的としてやった事業だよね。ですから、受益者があ程度特定されてきている。特別会計の観点からいけば、こうやって一般会計からいつまで出しているのかなというのがあるのね。ですから、そこをもうちょっと、受益者の負担もなるべく抑えながらというのは考えなきゃいけないと思うんですけども、少し考えていかないと、ちょっと不公平感があるんじゃないかなと思うので、このことはよく考えていただくように申し上げて、私の質疑は終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君の質疑は終わりました。

次に、11番鈴木勝久君の質疑を許します。

○11番（鈴木勝久君） 議案第19号「令和6年度西郷村一般会計予算」について質疑いたします。

まず、当初予算概要の10ページでございます。

7番、非常備消防費消防団諸費2,480万9,000円について質疑いたします。予算書の136ページからですね。

ここには目的効果としまして、「常備消防と連携し消火・救助等の活動を行うことにより、村民生活の安全・安心の実現及び、地域の消防力・防災力の向上を図る。」となっております。この内容は、消防団の報酬及び団員の消耗品、各種大会・研修会の負担となっております。

まず、消防団員、今どのぐらいの人数がおられるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の質疑に対する答弁を求めます。

防災課長。

○防災課長（和知正道君） 11番鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

現在の消防団員、268名が在籍しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この137ページにある報酬2,030万6,000円、これは団員だけの報酬なんですか。幹部も混ぜての報酬なんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） ただいまの質疑にお答えいたします。

こちらの消防団の報酬でございますが、消防団員、団長以下、団長、副団長、訓練部長等々の方々の報酬並びに出動手当でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この報酬は、何に基づいて算出された金額なんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

条例によって出された金額でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） だから、この金額は、団長何十万円、副団長何十万円、班長さん何十万円、これは何に基づいて決定された金額なんですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

消防団の報酬及び出動手当についてでございますが、この役職に基づいて支給しております。計上しております。団長に対しましては24万円、副団長等に関しましては16万円、訓練部長に対しましては16万円等々の積算をしまして、こちらの予算を計上している次第でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私が申しますのは、平成何年かな、以前、私、一般質問で申しました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の中で、消防団の処遇の改善というのが第13条にあるんです。それで、以前からこの消防団の報酬、非常にボランティア的要素は強いんですけども、報酬の改定というのはなさっていなかったのかということなんです。

今、消防団員、なり手不足なんですよね、非常に。地域でもうやりたくないという方が多くて。でも、一方、国のほうでは、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、さっきの自主防災組織でも言いましたよね。非常にこれは必要な要素なんですけれども、それを確保するために、その処遇の改善というのもうたっているんです。その改善がなされているのかという話なんです。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

処遇の改善につきましては、年々、白河支部の消防の会議等でも出ておまして、随分となりやすい消防団員にはなってきているかとは思っております。（不規則発言あり）すみません、お答えいたします。

消防団員の給与等に関しましては、令和4年3月16日の定例会の席でご議決をいただいて改正しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） どのように改善されたんですか。

じゃ、質問を変えます。

本当に全国的にもなり手が不足しているんですよ。私が言いたいのは、非常勤消防、消防団員の方々とコミュニケーションを取っているかということなんです。なぜ消防団に入りたくないのか、なぜ辞めちゃうのか、そういう部分を考えると、楽にしているって、楽じゃ駄目なんです。根本的には、自分のところは地域は自分で守るという意識、そういう意識、自助というか、そういう心が芽生えないと、自分たちの地域は自分たちで守ると。

なぜかというのは、前に何回もしゃべっているから分かりますよね。阪神大震災の例、今回の例でも、公助というか、公の部分が助けに来る前に、まずやらなきゃならない、命に関わる部分は、自らの命は自らというのと、その周りの人は助け合っというのは早くしないと駄目なんですよね。それで必要で、そこに自主防災とか女子部の消防組織とか、少年消防団とかいろいろつくって、まず自分たちの命は自分で守る。それで、今回あの法律になった、その中核とした防災力の強化を挙げているんですけども、これはその消防団員の方々、理解しているんでしょうか、この法律を。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（和知正道君） お答えいたします。

消防団の方々、理解していると言われると、すみません、答えることができません。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 防災計画立てても、いざ現場に立ち会った人がコミュニケーションを取れていないと、ここをもっと難しく言えば、指揮命令のほうまで入っていくんですけども、まずこれは何をうたっているか、消防団はこれからどういう責務というか任務をとっているか、その地域でどういう行動、活躍をしなきゃならないのか、そういうのが分かっていないと動けないんじゃないかと思うんです。これは先ほど自主防災のことを言いましたけれども、まず非常勤消防と常備消防の違い、これは知識の違いなんです。知識が違っていると、非常に怖いんです。無知はリスクなんです。だから徹底的に、東日本大震災でも亡くなったのは、その知識のなさから亡くなった方が全体で290人もいましたよね。あの想定できなかつたんですよ、まずは津波とか、どういうのが起きるか。そういうのを、まず知識としてどういうリスクがあるか。

課長に以前、私、本、こういうの読んでくださいというの、やったはずなんですけれども、そこには、これはレポート、9ページにあるんですけども、書いてあるんです、全て。ですから、やる前に、消防団員がまず処遇の改善もあるんですけども、金額的な部分、これは基本的にはボランティアですけども、そこに、次にいくと装備の充実ってあるんです。それで決定的に違うのは、知識と装備が常備消防と違うということなんです。非常勤消防というか、この消防団のほうは装備がそろっていないんです。だから危ないんですよ、これから土砂崩れ等々があると、充実していないん

です。

そういうのを昨日の夜ずっと書いてきたんですけれども、何が足りない、かにか足りない、安全靴とか救命衣とか無線類とか、あと活動用の機材、最低限の水、食料とか燃料とか、いろいろ書いてきたんです。あと消防団の教育にどうするんだというのを。そういうのが非常に大切で、ここに挙がっているのは処遇改善、辞められたくないという改善なんですけれども、この中に書いてある各種大会、これは行きたくないという人いっぱいあるんですよ、聞いていますか。というのは、朝訓練して時間が取られるとか、夜帰ってきて訓練すると家族に迷惑かかるとか、子どもに迷惑、一緒に遊べないとか、結構これは訓練に参加する自体にもちょっとハードルあるんです。だからこれから、挙げてもらうのはいいんですけれども、内容的に、消防団の方ともっと密にしまして、あと教育ですね、その辺をやっていただきたい。これは本当にいいこと、いいこととか大切なことを書いてある、分かりますよね。書いてあるんですよ。

今日は、一般質問になっちゃうので、これやっちゃうと駄目なんですけれども、これと一緒に、ですからセットで、装備、その辺と、あと勉強という知識があるんだったら講習とか、そういう時間もいっぱい設けていただくというのをセットでやっていただきたいと思うんです。自主防災も含めてですけれども、やっていただきたいと思っています。

本当は、昨日一生懸命見ていたときは相当いらいらして、また全然やっていないわいと思って見ていたので、防災課長さんにはもうちょっと気合い入れてやらないと。ずっと言っていますよね、これは。いつ来るか分からないんですね、災害は。今、これから庁舎を建てるでしょう。庁舎を建てるこの間にも、起こる可能性はあるんですよ。まだ防災倉庫もできていない、みんなあっぱとっぱしてあっち側の体育館のほうにも行っている。そういう状況で、どこで起きても大丈夫なように、日頃からそれはやっておかなきゃならないんですよ。

村長も忙しいんだから、課長が率先してできるようにしておかなきゃならないと思います。もしできていなかったら、次、一般質問に入れますから、よろしく願います。じゃ、ここは以上で終わります。

続きまして、所信表明、6月に施政方針ですか、6月にしっかりやりますけれども、まず気になったのは子育て支援。前回、こども家庭庁が予算5兆円つけると国が騒いでいまして、今年度予算、令和6年度ですと、一般会計で4兆1,457億円、特別会計で5兆2,832億円、こども未来戦略「加速化プラン」を掲げた約3兆6,000億円規模の対策のうち、3割程度を実現できているとしているとなっていますけれども、我が西郷村では家庭センターができたというぐらいで予算は増えていないんです。前年度、令和4年度から見直してみました。児童福祉総務費、これの増えている部分は地域保育事業負担金、これと障害児通所支援事業費、これだけが予算として増えています。

去年、私は村長に、一生懸命この子育て支援については、前回の所信表明ではうた

っていたので、お金と人をつけてくださいという話をしました。それが今年になったら、全然なっていない。細かいことをこれも大分調べたんです。調べてきたんですけども、細かいことは言いませんから、この予算をつけなかった理由、今、国でもこういうふうに予算をつけてやろうとしているのに、西郷村は全然予算をつけていないんですよ。どうなんでしょうか。あれほど子ども・子育てには頑張る、流山市の話もしました、明石市の話もしました、フランスの話もしました。もう出生率の話なんか一つも出てこないですよ。移住定住だって、根本的解決にならないですよ、あれは移住定住では。

村長、その辺、予算がそんなについていないのはどういうわけなのでしょう。やる気がそれほどなくて、庁舎ばかりに向いている、そういうわけじゃないですよ。子ども・子育ての支援に関して予算が増えなかった、人も増えなかった、どこに原因あるのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大きな話でちょっとあれなんですけれども、私、子育てには力を入れておまして、今回の予算についてはかなり見ていると、これで満足かという疑問も残りますけれども、それなりに予算はつけていると私は自負しております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、具体的に言っていただけますか。どこに今回は予算を多めにつけたんだという。

先ほど説明していただきましたように、総務費で8,000万円、令和4年から令和5年に対して4,100万円、今年に対して7,000万円ぐらい増えていますけれども、さっき言ったように障害児通所支援事業費と地域保育事業負担金、これが増えているだけなんです、ほとんど。あとはみんな一緒なんです、ほとんど、見ると。前年対比、令和4年度と対比しても、それほど変わっていない。どこが増えたか分からないですけれども、増えたところを教えてください。

○議長（真船正晃君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

まず、令和6年度の子育て支援に関する新規事業のほうを説明させていただきます。

1つ目に、不妊治療を希望する方への治療費に係る助成として、令和4年度から不妊治療の一部が保険適用となりましたが、保険適用とならない治療や保険適用となったにもかかわらず以前より自己負担が高額となり、治療の選択肢が狭まるおそれがあることから、望む治療を受けられるよう治療費の一部を助成して経済的負担軽減をし、少子化対策の推進を図るため、村独自の助成を行うものであります。

2つ目に、乳幼児健診関係事業として、1か月児健康審査時の審査料の助成を行い、健康診査の結果等の情報活用などにより伴走型支援の効果的な実施につなげ、また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものと思います。

3つ目として、子育て世帯訪問支援事業として、家事や育児等に対し不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる子育て家庭の養育環境を整え、

虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、当該家庭の福祉向上を図ってまいります。内容としましては、対象家庭の自宅に訪問支援員が訪問し、支援対象者が抱える不安や悩みに傾聴するとともに、日常的に行う必要がある家事や子育て等の支援を実施するものです。

4つ目に、乳幼児家庭栄養相談事業として、離乳食等に悩みを抱える保護者の不安解消を図るとともに、成長段階に見合う栄養バランスの取れた食事を取ることで、心身ともに健康な子どもの体づくりに資するものであります。

5つ目に、低所得の妊産婦に対する初回産科受診料支援事業として、低所得の妊婦に経済的な負担軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続に把握し、必要な支援につなげられることを目的としております。

6つ目に、地域子育ての支援事業として、親子が集う交流の場を提供し、体を動かし、心身のリフレッシュを図ることを目的に実施いたします。

このほか継続事業として、子育て短期支援事業、プレママ訪問事業、赤ちゃん訪問、産後2週間電話相談、ベビーマッサージ、抱っこおんぶ講座、パパママ育児体験教室、産後ケア事業、ホームスタート事業などの事業を実施いたします。

昨年度の予算と比較いたしますと、議員おただしのおり予算が大幅に増加しているとは言えませんが、子どもや子育ての世帯にとって、どのような支援が必要であるかを見定めながら様々な事業を模索し、子育て世帯へ寄り添った支援ができるよう努めてまいります。

なお、今年度子ども計画策定に係るニーズ調査を実施しておりますので、必要とするニーズを的確に捉え、必要とするサービス支援につなげてまいりたいと思います。

なお、令和6年度の新規事業における予算の内容でございますが、不妊治療費助成事業として150万円、乳幼児・1歳児健康診査として72万円、子育て家庭訪問支援事業として22万6,000円、乳幼児栄養指導7万4,000円、低所得の産婦に対する初回産科受診料支援事業として3万円、地域子育ての支援事業として親子が集う交流の場の提供として12万1,000円を計上させていただいておりますので、一番予算が多いものと不妊治療の150万円となります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ありがとうございます。

細かいところ、それは先ほどの防災課と真逆で、対面で本当に困っているところに細かく支援していたというのは、それは今聞いて分かりました。

ただ、私が言いたいのは、そういうやつを実現していくためには、人が必要なんです。人をつけない。やりたいことあったり、細かいことあったり、あと前にあった子ども支援計画、これの中にあっというんな支援をしますと言っているんですけども、いっぱいあるんです、項目は、たしかここは。ですけども、人が足りない、見てみると。これだけのサービスを住民から吸収しておいて、私から言わせると、ちょっとの金をつけてやっていますは分かります。それで、ちゃんと聞いていらっしゃったから今の細かいやつを列挙していただいたのは分かります。

ただ、もっと国が大幅に、もういまだかつてないぐらいの支援をしてくるか、そういうことを言っているんですから、明石市、例に出すと失礼なんですけれども、あそこは金は2倍にして、人を3倍にしたらしいんです。それで改革に乗り出して、今は人口増、収益増、相当頑張っているらしいです。

これだけのいろいろな要求があって、新規事業も出しているらしいと思ったら、もっとお金をそこにつけていただいてもいいんじゃないかとこっちは思いますけれども、その辺、なお考えていただきたいと思います。それで、やっていたいているのは本当にありがたく、今聞いていて思いました。細かいところまで気遣っていただいてありがとうございます。

続きまして、これに関連して教育費なんですけれども、私が切望していた理化学のやつはどこだっけかな。その前に屋内プールの管理費、管理業務委託2, 300万円と野球場管理費。

まず、プールの管理費、たしか1, 000万円近く人件費で、管理業務で1, 000万円近く上がっていると思ったんですけれども、この理由を教えてください。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

プールの監視業務ということでよろしかったかと思うんですけれども、プールの監視業務につきましては、今年度、債務負担行為ということで入札のほうを実施しまして、令和6年度から令和8年度までの3か年の入札を終えたところでございます。

プールの監視業務につきましては、プールの中といいますか、そちらでの監視をしていただくための人件費が主な内容ということでなっております。

○11番（鈴木勝久君） 1, 000万円増えたわけ。

○生涯学習課長（須藤隆士君） 今回、事業費といいますか、予算上1, 000万円増えたということにつきましては、参考見積り等を取りまして、近年の人件費のアップですね、そういったことも含めまして、設計上そういった金額、1, 000万円ですか、アップしたというようなことになっております。

○11番（鈴木勝久君） 人数が増えたとか、人件費が何%アップしたから何%上がったという……。

○生涯学習課長（須藤隆士君） プール内の人数につきましては、今年度実施している内容と相違はございませんけれども、それぞれの1人当たりの単価といいますか、実際の時間当たりの経費につきましては、昨今の状況を見まして、見積りですね、そういったことを取りまして、人件費はそちらに計上した予算上1, 000万円ほど増加したということになっております。ちょっとすみません、今資料を探しているんですが。

○11番（鈴木勝久君） 2, 300万円が100万円上がるなら分かるけれども、1, 000万円上がっているんです。1, 386万円が2, 369万円になっているのに、こんな上がり方するのか、いくら人件費上がったって。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えします。

この予算書に計上しています年間の2,500万円につきましては、これはまだ入札前の数字でして、予定価格では3年間で7,082万5,000円、予定価格で入札を行いまして、今回お配りしている入札結果の、ちょっと後ろのほうになるんですが、入札結果では5,544万円まで落ちましたので、年間にすると1,800万円という入札結果ですので、予算上は後々500万円ほど落とす予定でございます。

（不規則発言あり）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それと同様に、体育館管理業務、これが528万円が622万円、この100万円も人件費アップ。1人の方なんですか、2人の方のアップなんですか、100万円アップは。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） そちらの部分につきましても、やはり人数は上下といたしますか、増えたり減ったりということはありません。これまでどおりの人数ですけれども、そちらにつきましても、今回の福島県の最低賃金等、そういった上がったところもございまして、そういったことの見合いも含めまして、設計上そういった金額が上昇したということでございます。

○11番（鈴木勝久君） 2人分。

○生涯学習課長（須藤隆士君） はい。人数的にはそのようになってございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、プールで出たからプールの電気代の件につきまして、以前、12月、1月、2月、3月で平均2,000万円を超えるんですね。2月は3,300万円になりました。電気代上がっています。逆に人は、使用料収入も、その時期が減ってきているんですね、逆に。利用人数も減ってきている。それで、ここを何とかできないのかという話もしたときあるんですけども、ここの対応は今年度考えていないのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

プールの電気代につきましては、近年、実績としましては、実際の電気の使用量、電気を使った量のほうであれば、確実に減少傾向といたしますか、そちらのほうは抑える方向で努力しているところでございますけれども、電気の使用料の単価自体が現在上がっているというような状況もございまして、総体的に使った量と使用料を掛けた結果としましては、電気料をなかなか抑え切れずに、最終的な電気料金ですね、そちらのほうは抑えられないというような状態にございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それで、改善は考えておられるんですか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） ただいまの質疑にお答えいたします。

現在、プールのほうにつきましては、電気につきましては、なるべく使わないところにつきましては小まめに消すなり、あるいはプールの温度、そういったものについても、規定の温度ですね、そちらの管理を注視して、無駄な電気を使わないというようなことで努力はしているところでございます。

◎休憩の宣告

- 議長（真船正晃君） ただいま11番鈴木勝久君の質疑の途中であります、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

- 議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時20分）

- 議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き議案第19号に対する質疑を続行いたします。

11番鈴木勝久君の質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

- 11番（鈴木勝久君） それでは、続きまして、当初予算の概要55番、学校規模適正化事業についての質疑でございます。

これは、令和6年度の意見交換会、ワークショップ等々で414万9,000円を計上しておりますが、この回数が5回程度となっております。そうすると、単純にこの5回を400万円で割ると80万円になります。このワークショップ、意見交換会での80万円の予算というのはどのように、内容がなっているのでしょうか。お聞かせください。

- 議長（真船正晃君） 学校教育課長。

- 学校教育課長（緑川 浩君） 11番鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

ただいま学校適正化配置検討委員会のお話の中に、ワークショップの回数の件がございました。このほかに、ワークショップ以外にも、令和6年度に関しましては、計画準備としまして、まず、提言書を作成の方々へのヒアリングを行いながら、その後教職員、またPTAを対象とした意見交換会も行いながら、さらにはワークショップを実施していくような形で現在考えているところでございます。

以上でございます。（不規則発言あり）

- 議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

- 11番（鈴木勝久君） これはちょっと失礼しました。令和6年、令和7年の債務負担行為なので、合計で18回になりますね。ですから、5回で割り算じゃなくて、約20回で割り算しますと1回23万円になりますけれども、そういうことでも、何かちょっと人数がいっぱいいろのか、いないのか。

これは、児童・生徒にもお金って発生するんですか。

- 議長（真船正晃君） 学校教育課長。

- 学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

児童・生徒に対してのお金のほうは発生はいたしません。ただ、児童・生徒、教職

員等に意見のほうを聞き取り等のほうはしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。

じゃ、次にいきます。

53番、これもですけれども、これは前年度からすると半額になりました。でも、内容がもう全然違うんですね。令和5年度は、5年生、6年生が34回、中学1年生が17回使いまして、こちらはマン・ツー・マンで25分間ということで、1回当たり32万円。

今回、令和6年度に提出したのは、4年生5回、5年生が9回で開催が14回、これは1回当たり60万円ですけれども、この内容はどのような内容で、今回、今年ですね。この金のかかり方ってどういうかかり方をしているのか、ちょっと内容についてお聞かせください。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

オンライン英会話事業でございます。昨年は5年生、6年生、中学1年生ということで、今回の予算の倍額の予算をいただいたところでございます。

令和6年度に関しましては、小学校4年生、5年生を対象に行うような予定でございます。今回、令和6年度は児童・生徒や教職員からの要望が多かった授業内容と連動したレッスンを実施し、児童の授業習熟度の向上を図ることを目的としております。

事業の内容でございますが、講師1名に対しまして児童3名ほど、それを1回約20分のレッスンを教科書の单元ごとに、4年生は5回、5年生は9回実施する予定でございます。

また、Wi-Fi環境とか機材の調子が悪い場合の、そこのアシスタントとして補佐をしていただくような方を準備しまして対応を進めていくというような流れでおります。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ちょっと分からないんですけども、4年生が、例えば羽太小学校、熊倉小学校、小田倉小学校いますよね。全部で100名ぐらいいるのか、150名いるか分かりませんが、それを3人に分けて、その子どもたちをおのおの5回ずつさせるということですか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

講師お一人に、約3人ぐらいのグループをつくりまして、そこで英会話のレッスンをするような形となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）　そういうことですか。

○議長（真船正晃君）　学校教育課長。

○学校教育課長（緑川　浩君）　お答えいたします。

児童3名に対して講師1人、児童が30名であれば10名の講師がいるというような形となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君）　11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）　分かりました。

そうしたら、この金額は1回につき60万円は妥当であると思うんですけども、そうすると、令和5年度、ここは失敗したということなんですよ。

○議長（真船正晃君）　学校教育課長。

○学校教育課長（緑川　浩君）　お答えいたします。

失敗ではなく、各学校のW i - F i環境を、ちょっと脆弱な部分がございますので、今年度は各学校の環境も整えながら、そこが整った場合には、こちらの英会話もまた拡充するような形も取れるかなというふうには思っておりますが、今回、A L T、5名に増員させていただきましたので、A L Tを活用した英会話レッスンも、そこも中心にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君）　11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）　次いきます。もっと掘り下げたいんですよ、そこは本当は。

52番、その前のページでございます。教科書の改訂でございますけれども、教科書、これは選定じゃなくて改訂でよろしいんですか。

○議長（真船正晃君）　学校教育課長。

○学校教育課長（緑川　浩君）　お答えいたします。

教科書は4年に一度、小学校の教科書が改訂されますので、それに合わせての今回の予算となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君）　11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君）　改訂というのは、同じ出版元の教科書を使うが、それをどこかをいじるということなんですよ、内容を。改訂ってそういうことですよ。出版社を替えるわけじゃないですよ、同じ出版社の教科書の、例えば歴史なら歴史のこの部分を替える、それが改訂ですよ。

○議長（真船正晃君）　学校教育課長。

○学校教育課長（緑川　浩君）　教科書でございますが、教科書は4年に一度、全て変わります。今回は、こちらの予算につきましては、小学校教職員向けのデジタル教科書のライセンス分の4年分の予算となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君）　11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） それは先に言わなきゃならないんだ。これは国が義務教育しているんですけども、この先生の分というのは、一般の教科書は、子どもの教科書は国が無償で配布しますよね。この解説書というか、これは各自治体が歳出というか、お金を出すんですか。昔からそうだったですか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 代わりまして、私のほうで答弁させていただきます。

この小学校の教科書、今年度、令和6年度改訂ということで、改訂となると、教科書の選定は行わなければならないということで、この県南地区のほうでは教科書選定が昨年度の夏から検討されまして、新しい令和6年度に使われる、今後4年間の教科書について決まりました。

それに伴いまして、新しい改訂された教科書を令和6年度から活用するというところで、先生方、新しい令和の教育ということで、最近はデジタルを活用した教科書というものが子どもたちにも使われます。先生方も初めて活用することが多く、今後はデジタル化が進んで、QRコードを読み取って映像を確認するとか、いろんな分野で使われてくると思います。そういったものに伴いまして、先生方にもやはりQRコードや、そういったデジタルを使うものとして、子どもたちに丁寧な、そしてきめ細やかな指導をするためには、どうしてもこの指導書というのは大切になってきます。また今回、デジタルということでちょっとライセンス、4年間のリースがちょっとかかりまして、大変高額となっているところではございますが、子どもたちの本当に力をつけるための先生方の指導書ということで、非常に指導の仕方、一人一人のきめ細やかな対応の仕方、人に合った指導の仕方がそこには丁寧に載られているんです。そういうことで、先生方のためにぜひこちらを準備させていただければありがたいと思っております。長くなりました。よろしく申し上げます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 学校教育課長も答弁とあれがかみ合わないけれども、教育長も答弁がかみ合わないよね。丁寧はいいんですけども、なぜ、これは地方自治体が金を出さなきゃならないんだという、義務教育なのにと、そこだけの話でいいんで、内容じゃなくて。お願いします。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答え申し上げます。

教科書については国からの無償化となっておりますが、それ以外の教材等につきましては自治体、あるいは子どもたち保護者のほうの負担ということもある場合もございます。そういった形で進めてられております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 大事なところは、4年に一度の改訂といいますけれども、まるきり出版社が変わるんですよね。この出版社が変わる改訂って、何かこれは選定のほうがじっくりくるんじゃないかなと思うんですけども、これの選び方、これはずっと昔からもう問題になっていたんですけども、いまだに校長が集まって、

1 番、2 番、3 番、4 番を決めて、教科書というのは選定していつているんですか。  
今の教科書の選定の仕方ってどういう。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

この県南管内に教科書選定委員会というものを立ち上げて選定しております。これは先生ばかりではございませんし、PTA、それから保護者の方、これはどなたかは話すことはできませんが、選定委員の方々によって公平に選定されているものでございます。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） ですから、この順番を決めるのは誰ですか。あと、推薦者っているじゃないですか。これは校長がやっているのでしょうか。この場合は、私、経験したときあるんですけども、PTAと保護者と言いましたか、今。この人たちが意見を言える場じゃないんです。20分しかないですから。この手引きとか何とか等を見たり、あと文章を見て、それをどの教科書がいいなんていって、見る時間はあるんです。あと1週間か何か、閲覧する時間も設けたりなんかしているみたいだったんですけども、基本的にこれは誰が決めるんですか。順番は決めているんですか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） お答えいたします。

こちらのほうは、選定委員会のほうで決められることになります。よろしいでしょうか。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） 私、以前出たときあるんです、これは。PTA、2回もやりましたから、村のね。どうも校長が決めているんですよ、順番決めて。それを同じことをまたやっているのかなと思っただけで、それで、あそこで選定したやつは他言しては駄目という、何か変な口止めされる、そういう会なんです。まあ、いいですけども。今もそういうふうに行っているのかなと思って心配して。

続きまして、47番、工業用水事業会計負担金、これは長久保工業用水実施計画分なんですけれども、これは去年も質疑しましたけれども、これは令和5年と令和6年の債務負担行為になって1,540万円の計上をなさっていますけれども、具体的に去年からやっていて、これは本当に実施設計進んでいるんでしょうか。実施計画じゃなくて実施設計です、すみません、間違えました。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） 鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

こちらは令和5年9月の議会において補正予算を取りまして、令和5年11月末から実施設計業務委託を開始しておりまして、令和6年7月31日までの工期として動いております。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） これは効果に、事業目的に事業投資とありますけれども、どの

ような事業を投資するというか、計画や設計をなさるのか。もうちょっと具体的な話をさせていただけないでしょうか。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） お答えいたします。

この実施設計の内容につきましては、実際、ユーザーのほうで電気工事を、長久保工業用水の鉄塔工事は完成しているものでございますので、西郷村の工業用水道事業におきましても、ユーザーのほう動き出したときに、すぐ村のほうも事業開始できるように設計だけを行っていくということで、いつでも着手できるように準備していくものでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、いつも出ている一般会計のほうから出している、長久保に出している3,000万円近くの金とはまるきり関係ないということによろしいんですね。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） お答えいたします。

別にいただいている3,000万円程度というのは、長久保工業用水道の施設の維持、あと起債の償還ということでいただいているお金ですので、それとは別ということですよ。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました。じゃ、次いきます。

次は、37番、甲子地区国有財産払下事業でございます。私たちは、議員の方々は、この件について説明を受けております。ただ、村民の方々が、この後どうなっているんだというのがちょっと分からないものですから、この9,100万円、ここに計上してあります。この使い道と、今後どうなるんだというのを村民の方も聞きたいと思うので、この辺ちょっと、もう一度説明していただければでしょうか。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

甲子地区国有財産払下事業ということで、今回9,152万円を計上しているところでございますけれども、現在この甲子地区につきましては、国からの用地の払下げを申請しているところでございまして、その交渉もある程度まとまってきたところでございますので、用地費といたしまして6,500万円、委託料、測量、また払下げに係る委託料として1,452万円、補償費ということで1,200万円を計上しているところでございます。

国に行っている用途、使い道につきましては、森林スポーツ公園ということで村民に広く開放し、森林を活用した公園ということで、現在払下げの申請等の業務を行っているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 以上で終わります。

- 議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第19号「令和6年度西郷村一般会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正晃君） 挙手全員であります。  
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第20号～議案第23号に対する一括質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第20、議案第20号から日程第23、議案第23号までの特別会計予算に関する議案4件については、一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。  
よって、一括して議題といたします。  
一括して質疑を許します。質疑はありませんか。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
一括して討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより一括して採決を行います。  
議案第20号から議案第23号まで、本4議案に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手多数）
- 議長（真船正晃君） 挙手多数であります。  
よって、議案第20号から議案第23号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第24号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第24、議案第24号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第24号「令和6年度西郷村水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第25、議案第25号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第25号「令和6年度西郷村工業用水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第26、議案第26号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第26号「令和6年度西郷村下水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第27、議案第27号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第27号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第10号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号～議案第31号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第28、議案第28号から日程第31、議案第31号までの特別会計予算に関する議案4件については、一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、一括して議題といたします。

一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより一括して採決を行います。

議案第28号から議案第31号まで、本4議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第28号から議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第32、議案第32号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第32号「令和5年度西郷村水道事業会計補正予算（第4号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号に対する質疑、討論、採決

- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第33、議案第33号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第33号「令和5年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第4号）」、本案  
に対する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正晃君） 挙手全員であります。  
よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第34号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第34、議案第34号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第34号「令和5年度西郷村下水道事業会計補正予算（第5号）」、本案に対  
する賛成議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正晃君） 挙手全員であります。  
よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第35号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 続いて、日程第35、議案第35号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第35号「指定管理者の指定について」、本案に対する賛成議員の挙手を求め  
ます。  
（挙手全員）
- 議長（真船正晃君） 挙手全員であります。  
よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第36、議案第36号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第36号「西郷村下水道条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。  
よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第1、諮問第1号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。  
よって、諮問第1号は適任の意見を付すことといたします。

◎西郷村議会改革検討特別委員会の中間報告の件

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第37、西郷村議会改革検討特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

西郷村議会改革検討特別委員会委員長の中間報告を求めます。

西郷村議会改革検討特別委員会委員長、鈴木修君。

○西郷村議会改革検討特別委員会委員長（鈴木 修君） 西郷村議会改革検討特別委員会委員長の鈴木修です。

西郷村議会改革検討特別委員会の中間報告をいたします。

特別委員会設置以降、本日3月14日現在までに、通算、幹事会を合計5回開催し、委員会についても合計5回開催いたしました。

内容につきましては、議会改革検討事項について協議を重ね、議会改革に向けて7つの検討事項の1つである「西郷村議会に関する村民アンケート調査」については、

さきの3月8日開催の特別委員会にて調査の実施が承認されました。

なお、その他の検討事項につきましても、引き続き協議していくことになりました。

以上、中間報告を終わります。

○議長（真船正晃君） 西郷村議会改革検討特別委員会委員長の中間報告が終わりました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 次に、日程第38、請願・陳情に対する委員長報告であります。

はじめに、請願第1号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鈴木修君。

○文教厚生常任委員会委員長（鈴木 修君） 6番。文教厚生常任委員会委員長、審査報告をいたします。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願1件につきましては、3月4日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第1号「安心・安全に暮らせる生活を取り戻す為の意見書の提出を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のおおりにご報告いたします。

○議長（真船正晃君） 請願第1号に対する委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第1号「安心・安全に暮らせる生活を取り戻す為の意見書の提出を求める請願書」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のおおりに決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することと決定いたしました。

続いて、陳情第1号に対する委員長の報告求めます。

産業建設常任委員会委員長、河西美次君。

○産業建設常任委員会委員長（河西美次君） 9番。産業建設常任委員会委員長、審査報告をいたします。

本定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託された陳情1件につきまして、3月4日、本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席の下、委員会を開催し、審査したところであります。

厳正なる審査の結果、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める

意見書提出の陳情について」につきましても、採択すべきものと決しました。

以上のおり報告申し上げます。

○議長（真船正晃君） 陳情第1号に対する委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、陳情第1号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで、発議2件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 議案書を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午後3時03分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後3時04分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（発議第1号及び発議第2号）

○議長（真船正晃君） 追加提案されました発議2件につきましては、日程第38の次に追加日程第2、発議第1号、追加日程第3、発議第2号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

ただいま日程に追加されました発議第1号及び発議第2号は、ただいま採択されま

した請願第1号及び陳情第1号の採択に伴う意見書の提出に係る議案であります。

よって、提案の趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

◎発議第1号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) それでは、これより発議第1号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号「安心・安全に暮らせる生活を取り戻すための意見書の提出について」、  
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 次に、発議第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第2号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、  
本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長(真船正晃君) 次に、日程第39、「閉会中における継続調査の結果について」  
であります。

このことについて、議会運営委員会委員長より、別添のとおり調査報告がありました。  
つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご  
了承のほど、よろしくお願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長(真船正晃君) 次に、日程第40から日程第44までの各委員会の閉会中の継続

調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正晃君) 挙手全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字その他整理を要するものにつきまして、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長(真船正晃君) 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(真船正晃君) これをもちまして、令和6年度第1回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時08分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月14日

西郷村議会 議長 真船正晃

署名議員 河西美次

署名議員 真船正康